

Title	現代オーストラリアにおける代理出産と社会規範： 「ベビー・ガミー」事件をめぐる議論を中心に
Sub Title	Surrogacy and social norms in contemporary Australia : a study of the "baby Gammy" case
Author	藤田, 智子(Fujita, Tomoko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2019
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.24 (2019. 7) ,p.125- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20190706-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代オーストラリアにおける代理出産と社会規範

——「ベビー・ガミー」事件をめぐる議論を中心に——

Surrogacy and Social Norms in Contemporary Australia:

A Study of the “Baby Gammy” Case

藤田 智子

1. はじめに

1970年代以降、生殖技術が急速に発展し、普及してきた。それはこれまでは子どもをもつことが難しかったカップルや個人に「家族をつくる」可能性を拡大する一方で、家族とは何かという問いを複雑化してきた。どのようなカップル／個人であればその医療にアクセスでき、いかなる方法で形成された関係ならば親子とみなされるのか。家族のあり方が社会・政治・法律などのあらゆる分野で問題化している。

さらに、生殖補助医療の広がり、身体の断片化や資源化、生殖補助医療を通して生まれた子どもの出自を知る権利など、さまざまな問題を創出することにもつながっている。特に卵子の売買や商業的な代理出産¹⁾など、生殖技術の市場化には女性や子どもの搾取や商品化の問題が付きまとう。自国よりも経済的に貧しく、法的規制の整備されていない他国へ赴き、それらを行う生殖ツーリズムについては、それをめぐるトラブルが報道されており、そのようなツーリストの「受け入れ国」のみならず、「送り出し国」でも大きな議論を呼んできた。

本稿の目的は、オーストラリアにおける国際的な商業的代理出産をめぐる議論を分析し、特に家族に関する規範に注目しながら、生殖補助医療を通じた人びとの生や身体の治療について分析することである。本稿で取り上げるオーストラリアは、近年国際的な代理出産の「最大の顧客市場」(House of Representatives, Standing Committee on Social Policy and Legal Affairs 2015: 2)とされ、また、生殖ツーリズムを通してつくられる家族をどのように規制し、承認するのかについて激しい議論が行われてきた。本稿では特に2014年にオーストラリアで大きな論争を巻き起こした「ベビー・ガミー」事件(以下、括弧は省略)をめぐる議論に焦点をあて、その議論に関わるメディア報道や裁判資料を分析する。それにより、現代オーストラリアにおける生殖補助医療と家族をめぐる権力の諸相を描き出したい。

オーストラリアにおける代理出産に関する研究は、特に法制度をめぐる問題を中心に行われてきた(e.g. Millbank 2013, 2015; 南 2018)。さらに、代理出産を利用する人の実態が明確にはつかめていないため、それを把握するための調査も行われ始めている(e.g. Everingham et al. 2014)。ジェンダーやフェミニズムの視点から代理出産や生殖補助医療の女性や子どもへの影

藤田智子「現代オーストラリアにおける代理出産と社会規範——「ベビー・ガミー」事件をめぐる議論を中心に」

『三田社会学』第24号(2019) 125-139頁

響を論じる研究も多くあるが (e.g. Klein 2017)、それに加えて近年は、ゲイ・カップルによる代理出産を通じた家族形成に関する研究も行われている (e.g. Murphy 2015)。しかし、本稿のように、代理出産に関わる事件の議論を分析し、生殖補助医療をめぐる権力の状況について考察したものは管見の限り多くない。本稿はその穴を埋めるものである。

2. 議論の背景

(1) 生権力としての生殖補助医療

生殖技術の急速な発展・普及は、家族のあり方を問い直すことにつながる。特に代理出産は、「それまで自明だった母子関係」、あるいは「父-母-子」という「座標」を変容・解体し、生殖行為と妊娠と親になること／親であることの分離をもたらす(日比野 2016: 43; Beck and Beck-Gernsheim 2011=2014: 18, 224)。同時に、「親」自体をも、育てる者と生む者、そして遺伝的つながりをもつ者に分解することで (cf. 日比野 2016: 43-5)、これまでの家族の「あたりまえ」を解体する。

さらに、情報や人口移動のグローバル化は地域や国の境界を越えて人びとが生殖技術を利用する可能性を開く。より豊かな人びとが地域間経済格差や規制格差を利用してより貧しい地域へと赴き、家族をつくる。U.ベックとE.ベック＝ゲルンスハイムは、グローバル化の中で地理的、文化的な「遠距離の愛」が登場しており、生殖ツーリズムを利用した代理出産のように、ネイションやエスニシティなどの境界を越えてつくられる「世界家族」が出現する一方で、「ナショナルな、あるいは領土的で対面的な……『家族』は解消し始め」としていると分析する (Beck and Beck-Gernsheim 2011=2014: vii, 258)。

では、グローバル化や技術の発達、人びとのより自由な親密性の形成と既存のジェンダーやセクシュアリティに基づく権力関係からの解放、そして国家による家族への介入の弱体化をもたらすのだろうか。A.ギデンズは、後期近代における男女間の対等な関係の実現に伴い、相手との社会関係自体を目的とするような「純粋な関係性」が出現し、生殖技術の普及が「生殖という必要性から解放されたセクシュアリティ」を(さらに)発達させることによって、そのような関係性の一助となると述べた (Giddens 1992=1995)。しかし、多くの先行研究が明らかにしているように、生殖技術の発展と普及はむしろ女性に出産への社会的圧力を高めており (柘植 2012; 藤田 2015)、特に生殖ツーリズムを通じた同性カップルなどによる家族形成や代理出産をめぐる議論をみると、家族／子どもをつくることに対する人びとのこだわりは未だに強く、むしろ強化されているようにさえ見えるのである。つまり、現代社会における家族のあり方は、グローバル化や技術の発達などを利用して家族をつくらうとする人びとと、そのような人びとに対し知識とサービスを提供し、利益を得る専門家、そしてそれを統制しようとする国家とのせめぎ合いを通し、再帰的に問い直され続けているのである。そのような中で人びとは家族自体に対するこだわりを再生産し続けている。

それを踏まえれば、代理出産を含む生殖補助医療については、医療技術の介入や規制の観点

からのみならず、それをめぐる権力関係を分析することが重要といえる。M.フーコーは近代になって身体を対象とする権力、「生権力（生－権力）」の二つのテクノロジーが出現し、重なり合って配置されたと論じた（Foucault 1976a=1986, 1997=2007）。それは、個体（機械）としての身体を対象に主体化を通して自ら服従させるための規律的なテクノロジーと、集団（種）としての身体＝人口を対象に「生命を最大化」するための調整的なテクノロジーである（Foucault 1997=2007: 241-48, 1976a=1986: 175-8）。そして、身体に対し科学的に介入し、規律と調整の効果を及ぼす「権力－知」として医学が重要視されるようになり、個人と人口の交差するところにあるセクシュアリティは「医学的な価値」をもつようになった（Foucault 1997=2007: 250-1）。家族は「最適数の子供を生み出す」だけでなく、幼少期の子どもを適切に管理し、健康に育てる責任を負うこととなり、それを可能にする医療技術が家族へ入り込んでいった（Foucault 1976b=2000: 19-22）。N.ローズはフーコーの議論を踏襲して、18世紀以来、政治的権威やその他の権威の義務が個々の主体の「生命プロセスにまで拡張された」（Rose 2006=2014: 105）と述べたのち、以下のように続ける。

それは、人びとを生きさせておくか死なせるかする権力であるのみならず、生を管理しようとし、人びとの個人的で集団的な生を情報と知識に変えようとし、人びとに介入しようとする無数の企てでもあるのだ。（Rose 2006=2014: 105）

代理出産を含む生殖補助医療はその一つの企てといえる。生殖補助医療は、新たな形で「子どもを生み出す」ことによって家族のあり方を問い直すだけでなく、依頼者の親としての質や生まれる子どもの肉体的・精神的健康などを問題化する。政治は規制などを通して、それらの医療へのアクセス権のみならず、人口の質や形成される家族・親子関係、そして人びとの健康や安全、つまり人びとの生に介入し、管理する。生殖補助医療をめぐる議論を分析し、そこに入り込む生権力のテクノロジー²⁾について考察することが重要だろう。

（2）代理出産の拡大とその背景

オーストラリアにおいて代理出産の利用が広がる背景にはさまざまな要因がある。まず、生殖技術自体の開発である。オーストラリア初の体外受精を使用した代理出産は1988年に行われ、それは世界的にも初期の成功例の一つであった。また、「家族形成の選択肢」として代理出産の認知度が上がっていることも一つの要因である（Everingham 2014: 68）。

病気などが原因で子どもを生むことができない等の不妊症の問題も代理出産の広がりを後押ししている。さらに、それに関連して、先進国における女性の出産年齢の上昇も大きな要因となっている（Luk et al. 2010）。オーストラリアにおける2016年の出産年齢の平均は30.5歳であり、2006年の29.8歳よりさらに上昇していた（AIHW 2018a: 1）。

また、代理出産の広がりには養子縁組を取り巻く状況も関係している。養子縁組の数はここ

25 年で減少し、2017～2018 年度には 330 組が成立した (AIHW 2018b: 13)。そのうちの 71% が知り合いによるものであり、1 歳未満の子どもの養子縁組割合は 4%にとどまる (AIHW 2018b: 13-5)。また、オーストラリア国内であれば事実婚や同性カップルも養親になることができるが、シングルの場合はより条件が厳しくなっている。さらに、国際養子縁組に関しては相手国によるが、その多くはシングルや事実婚、同性カップルが親になることを認めていない (AIHW 2018b)。しかし、シングルやゲイ・カップルなどで子どもが欲しい人は増加しているという (Everingham 2014: 68)。

さらに、本稿の議論の中心となる商業的代理出産は、北部準州を除くオーストラリア全州で法律によって禁止されているが、以下に述べるようなさまざまな要因から海外にてそれを行う者が少なからずいる。まず、クィーンズランド州、ニューサウスウェールズ州およびオーストラリア首都特別地域は、禁止規定をオーストラリアのみならず国外で行われる商業的代理出産にも適用しており、それは罰金または懲役／禁固刑（またはその両方）に相当するが、実際に罰則が科されたことはない。しかも、海外における商業的代理出産産業は急激に成熟しており、インターネットなどを通して子どもの欲しい人びとに売り込んでいる (Everingham 2014: 77)。他方、オーストラリア国内で行うことができるのは利他的 (非商業的) 代理出産に限られるが、国内で「厳選された」代理母を見つけることは難しく、また代理母を求める広告などを出すことも禁止されているうえ、プロセスには時間がかかる (Everingham 2014: 77)。さらに、国外で代理出産を通して生まれた子どもにも、オーストラリア市民との遺伝的つながりが認められれば市民権が与えられる。それらの理由から、オーストラリアと他国との経済的・法的格差を利用して、海外で商業的代理出産を行う人びとが後を絶たない。2011 年には 270 人以上の子どもが海外における商業的代理出産を通して生まれたとされる (Everingham 2014: 76)。

3. 商業的代理出産をめぐる論争

(1) 商業的代理出産という争点

ベビー・ガミー事件とは、西オーストラリア州に住むカップルがタイにおいて行った代理出産をめぐる一連の出来事を指す³⁾。カップルはタイにおいて夫の精子と提供された卵子を使用した商業的代理出産を行った。それにより、2013 年 12 月に双子が生まれた。しかし、一方の男の子 (「ベビー・ガミー」、以下「男の子」とする) にダウン症や心臓疾患、肺感染症などの疾患があり、カップルは双子のもう一方の女の子 (以下、「女の子」とする) のみを連れて翌年 2 月にオーストラリアに帰国した。2014 年 8 月 1 日に、代理母の訴えを受けて、フェアファックス・メディアが初めてこの件を報道する。他社も続いてこの件を大々的に取り扱い、報道が過熱して、専門家や政治家などをも交えた大きな論争へと発展した⁴⁾。その後、当初は特定されていなかった依頼者が特定され、その夫が過去に児童への性的虐待で有罪判決を受けていたことが判明して、更なる議論を呼ぶこととなった。以下では、言説に注目して、事件の議論、特に商業的代理出産の是非をめぐる論争を分析する。

この事件の報道は、すぐに商業的代理出産をめぐる議論へと発展していった。代理出産、特に商業的代理出産を支持する人びとは、ベビー・ガミー事件が「オーストラリアの代理出産法の問題」やそれを「無視してきた政府」の問題を明るみにしたとして、これを機会にそれらの問題を精査し、法改正を行うべきであると主張した (*The Australian*, August 4, 2014: 2)。養子縁組と代理出産の専門の弁護士である S. ペイジは、オーストラリアの州・特別地域が商業的代理出産を禁止してきたことについて、「禁止によってオーストラリア人が海外に行くことを阻止できるとするのはばかげている。国内で行い、規制したほうが良い」と述べた (*Sydney Morning Herald*, August 5, 2014: 3)。NPO「ファミリーズ・スルー・サロガシー (Families through Surrogacy)」の S. エヴァリングハムは、「オーストラリアの制度が役に立たないため、どんな子どもでもどうしても欲しい彼らは、海外に行かねばならなくなっている」、「この悲劇 [ベビー・ガミー事件] は今こそ政府が [代理出産の問題に] 気づき、……真剣に受け止める……のに非常によい促進剤である」と述べた (*The Australian*, August 4, 2014: 2)。

これに対抗する形で商業的代理出産に反対する議論が形成される。保健法を専門とする研究者、S. アランは商業的代理出産の賛成派の議論を批判したうえで、以下のように述べた。

オーストラリアの法は……明確である。すべての州と特別地域は商業的代理出産を禁止している。……海外に赴き商業的代理出産を行う者は既に法を犯している。……焦点があてられるべきなのは [ベビー・ガミー事件によって代理出産の] 「市場」がいかなる影響を受けるかではなく、そのような [商業的代理出産の] 取り決めの結果生じる可能性のある、子どもや依頼者、女性の複雑で容認しがたい状況である。 (*The Age*, August 5, 2014: 20)。

また、コラムニストの M. ディヴァインは、この事件を利用して商業的代理出産の合法化を主張する議論に対し、「国内で商業的代理出産を拡大するというのは私たちがすべきことと真逆のことだ。むしろ法の厳格化を検討すべきである」とした (*The Advertiser*, August 7, 2014: 25)。

このように、ベビー・ガミー事件は、代理出産のあり方、特に商業的代理出産の是非をめぐる論争へと展開していった。そこでは、商業的代理出産の合法化を支持する者はこの事件の要因の一端がオーストラリアにおける代理出産法にあると位置付けることによって法改正の必要性を主張し、それを批判する者は代理出産の市場化自体を問題視したのである。

(2) 代理出産と搾取・商品化

商業的代理出産の反対派は、それが伴う女性や子どもの搾取や商品化を問題化した。保健法の専門家であるアランは、「代理出産に対する対価の支払いを可能にすることは女性や子どもを搾取の危険にさらす」、「クリニックやブローカー、ファシリテーター、弁護士が大きな利益を得る状況においては、それ [女性や子どもに対する危険性] は増す」と述べた (*The Age*, August 5, 2014: 20)。また、養子縁組などの児童問題や家族問題の専門家である D. カスバートは、「ど

んな女性が、……十分なお金を稼ぐための選択肢を他に有していながら、自ら進んで……自分の子宮を貸し出すのだろうか。……〔代理母になるのは〕他に選択肢を有しない女性である〕と述べた (*The Advertiser*, August 9, 2014: 29)。

一方、商業的代理出産の合法化の支持派は、代理母の「自己決定」や代理出産を「労働」として捉えることを強調した。たとえば、オーストラリアにおける代理出産法研究の主要な研究者である J.ミルバンクは、代理母になる貧しい第三世界の全ての女性たちが自ら意思決定を行うことができないとの見方に疑問を呈し、「富や教育、情報における圧倒的な格差が存在する〔ことは事実だ〕が、なぜそれが(第三世界の)女性が……自己決定をできないということの意味するのか」、「もし彼女があまりよく考えずに iPhone を組み立てていたら、私たちは『……それは単に彼女の仕事だ』と考えるのに」とした (*The Age*, August 9, 2014: 30)。社会科学の立場から生物医学や生命科学の研究を行う C.ワルドビーも、代理出産は「医療のための身体を使った労働」であると述べた (*Canberra Times*, August 17, 2014)。

また、連邦巡回裁判所首席判事 J.パスコーは、オーストラリア国外、特に第三世界で行われる代理出産が女性や子どもに与える危険性を訴え、政治家の「自分たちのことしか考えていない」ような態度を批判した (*The Australian*, August 23, 2014: 7)。「法を堂々と犯す者の処罰を拒否することで、オーストラリア政府は、商業的〔代理出産の〕取り決めに既に黙認しているように見受けられる」、「問題を無視することはオーストラリア国外の可傷〔被傷〕的な女性や子どもを助けることに決してならない」と述べた (*The Australian*, August 23, 2014: 7)。つまり、オーストラリアにおける州および特別地域政府が、商業的代理出産を禁止しているにもかかわらず、その罰則を科さずにいることで、国民が生殖ツーリズムを行うようになり、他国の女性が搾取され、子どもが商品化されているというのである。パスコーは解決策として、国内における商業的代理出産の合法化、法を犯した者への刑事罰の行使、犯罪歴の調査など養子縁組と同様の厳しい基準の代理出産への適用等を挙げた (*The Australian*, August 21, 2014: 3)。搾取の問題は、オーストラリア国内での商業的代理出産の合法化によって解決可能であるという主張は、弁護士のページらによってもなされた (*The Advertiser*, August 9, 2014: 29)。

しかし、商業的代理出産の反対派が問題とする「搾取」や「商品化」は、賛成派が主張するように、国内における商業的代理出産の合法化によって解決することができるのだろうか。保健法の専門家であるアランは、「代理母と依頼者の間には社会的、経済的、人種的な格差がある。女性や子どもの搾取や商品化は起こりうるし、実際に起こ〔ついで〕る」と述べている (*The Age*, August 5, 2014: 20)。また、児童問題の専門家であるカスバートも、商業的代理出産がオーストラリアで合法化された場合、「〔代理母になるべく〕列をなすのは、選択肢のない、搾取される可能性の高い女性であろう」、「これは自由選択ではなく、裕福な者による貧しい者の搾取である」と批判している (*The Australian*, August 9, 2014: 17)。つまり、反対派の問題化する「搾取」とは、社会的、経済的、あるいは人種的な権力関係の中で、不利な立場に置かれた「可傷〔被傷〕的な」女性や子どもが、その立場や可傷性／被傷性ゆえに利用されることを指しているの

であり、そのことを通して子どもや女性の身体が「商品化」され、生命の再生産が市場化されることを反対派は批判しているのである。オーストラリアに社会的不平等が存在する限り、国内における商業的代理出産の合法化は必ずしも搾取や商品化の問題の解決策とはならない。むしろ、それによってジェンダー・階層／階級・エスニシティのインターセクショナルな権力構造が再生産されてしまう可能性さえある。

搾取の問題をめぐるのは、生殖技術の市場化と「親になること／親であること」の関係についても考察しておく必要がある。生殖技術の市場化は、生殖補助医療の広がりを支え、後押しするのみならず、代理母を「親になること／親であること」から排除することにつながりかねない。代理母による妊娠・出産を「労働」とみなし、対価を与えることは、代理母が自己の身体、特に子宮を自らの「所有物」とみなし、「自己決定」の名のもとに貸し出すことを可能にする。しかし同時に、代理母が妊娠・出産という経験を通して「親になること／親であること」から疎外される可能性も高まる。報酬を支払うことにより、依頼者が代理母の「再生産労働の剰余価値〔つまり赤ちゃん〕を占有」するからである（Thompson 2005: 165）。オーストラリアにおいては代理出産を行うと法律上の「親」は代理母とそのパートナーとなるため、依頼者が親権を得るには裁判所からの親決定命令（parentage order/substitute parentage order）が必要となるが、代理出産は利他的なものであっても、基本的には子どもが生まれた後に親権が依頼者に移譲されることを前提とし、そのような合意の上に行われる。（たとえ最終的に子どもの引き渡しを拒否する代理母が実際には多くなくても）報酬が発生することになれば、それ自体が親権の移譲に対する圧力となる可能性がある。さらに、代理母と依頼者の間の社会的・経済的格差を考えれば、代理母が子どもを引き取ることには経済的な困難も伴うだろう。依頼者が「親になること」が代理出産の目的そのものであり、報酬が支払われることによって代理母がそこから疎外される可能性が高まるのであれば、代理出産を「労働」とみなしても代理母の搾取を回避できるわけでは必ずしもないのである。

このように、生殖技術の発展は「親になること／親であること」や親子関係を変化させ、市場はそれを後押しする。次節では生殖補助医療によってつくられる親子関係、特に「親」をめぐるどのような議論が見られるのかを考察するため、ベビー・ガミー事件における「親」をめぐる言説を分析する。

4. 親に関する社会規範

(1) 「親」をめぐる言説

代理出産を含む生殖補助医療は家族のあり方を変える。そのため、代理出産をめぐる議論においては、「親」をめぐる議論が複雑化する。代理出産の当事者は、子どもを除き、「依頼した親（commissioning parents）／親予定者（intended parents）」⁵⁾、「代理母」、そして精子や卵子の「提供者（ドナー）」である。これらの当事者は、みな子どもの生に深く関係しているにもかか

ならず、それらの呼称には「代理母」はあくまで「代理」であり、精子や卵子のドナーは単なるそれらの「提供者」であり、依頼者カップル（あるいは個人）が生まれてくる子どもの「親」となるという前提がある。しかし、オーストラリアの法律上は、たとえ依頼者の精子や卵子、あるいはそれらからつくられた受精卵（胚）を使用しているとしても、それが代理母に移植されて子どもが生まれると、代理母とその夫またはパートナーが「親」となる。

そのような状況は、ベビー・ガミー事件をめぐる議論における「親」の表象の複雑さ、あるいは「揺れ」にもみて取ることができる。たとえば、オーストラリアでこの事件が報道される直前に、タイ政府はタイにおける合法的な代理出産は結婚して子どもを授かることのできないカップルが血縁親族との間で行う利他的代理出産のみであると宣言した。商業的代理出産の肯定派は、これについて、「何百ものオーストラリア……の親たちを非常に難しい立場に置くこと」になった等と述べたが（*Canberra Times*, August 1, 2014、強調は筆者）、ここで言われている「親たち」というのはタイで代理出産を依頼した人びとのことであり、彼／彼女たちはオーストラリアの法律上は「親」ではない。また、ベビー・ガミー事件の当事者たちに関しても、代理母と依頼者カップル、両者ともに「親」と表象される場合、タイに残された双子の男の子が代理母の「子ども」であるとされる場合もあった。そして、言説に注目して、事件の当事者の表象のされ方をより詳細に分析していくと、親をめぐる議論においては「親であること (parenthood)」に関する規範が参照されていることが分かる。

まず、双子を妊娠・出産した代理母は、タイに暮らす 21 歳の「若い女の子」で、彼女は「代理出産のエージェントに騙され」、障がいがあるために「オーストラリア人の親に捨てられた赤ちゃん」の「命を救うことをゆだねられた」とされた（*The Age*, August 1, 2014: 1）。代理母を引き受けた当時、彼女は「無知／世間知らず」で代理出産の「ビジネスについて理解しておらず」、また彼女の家族は「借金の支払いに困っていた」という（*The Age*, August 1, 2014: 1）。移民大臣の S.モリソン（当時）は、彼女を「絶対的なヒーロー」、「聖人」等とたたえた（Morrison 2014）。代理母は事件報道を見た人びとから養子縁組の申出も受けたが、「私は自分の赤ちゃん〔男の子〕を誰にも渡さない」（*The Sun Herald*, August 3, 2014: 3）等と主張し、さらに、依頼者カップルがオーストラリアに連れて帰った女の子についても、「私の赤ちゃんだ、私の子宮の中にいた〔のだから〕」として自分のもとに戻ってきてほしいと述べた（*The Age*, August 6, 2014: 2）。男の子を「自分の子ども」として受け入れている代理母について作家の D.バーカーは、彼女を「〔ベビー・〕ガミーの母」と表現して、「生物学的には自分の子どもではない、障がいをもった子を自分の家族として受け入れた〔という意味で〕彼女は特別な女性のような」（*Canberra Times*, August 6, 2014）と述べた。

他方、依頼者カップルは「自然妊娠ができないことから、貧困にあえぐタイ人の代理母」を「利用し」、生まれてきた双子のうち、「健康な」女の子のみを連れ、男の子を「捨てた」とされた（*Herald Sun*, August 2, 2014: 4）。また、夫は精子を提供したが、妻は卵子の提供者ではない

ことが判明し、代理母は「彼らは本当の意味では赤ちゃん〔女の子〕とはつながっていない」、女の子に「彼らが本当の愛を注ぐのかどうかもよくわからない」と主張した (*Canberra Times*, August 11, 2014)。そのうえ、依頼者の夫が過去に児童への性的虐待の罪により服役していたことが判明し、彼は「小児性愛者の父」(*The West Australian*, August 12, 2014: 11)、「気持ち悪いヤツ」(*The Daily Telegraph*, August 13, 2014: 13)などと非難された。ナイン・ネットワークのインタビューで依頼者の夫が、ダウン症であることが分かったのが遅かったため中絶することはできなかったものの、「もし胚を中絶することが安全であれば、私たちはおそらく中絶していただろう」、「どんな親も障がいのある息子は望まないだろう」と述べたうえ、代理出産のエージェントに対し、ダウン症の検査が遅れたことについて、返金を求める意味で「あなたの方のせいだ、……責任を取れ」などと言っていたことが判明した (*The Nine Network*, August 10, 2014)。『シドニー・モーニング・ヘラルド』のコラムニスト、A.ストークスは、依頼者カップルは「子どもよりもお金の方が大事」で、「自分たちの人生設計に合わなければ障がいは拒否すべきことである」と考えており、「自分たちの欲望を他者のニーズよりも優先している」点などから、「親になるに値しない」と述べた (*Sydney Morning Herald*, August 13, 2014: 18)。また、コラムニストであるディヴァインも「〔依頼した夫は〕親として相応しくない」とした (*The Daily Telegraph*, August 13, 2014: 13)。

依頼者の夫の犯罪歴などに関する報道を受け、行政も動き出す⁹⁾。2014年11月、西オーストラリア州児童保護大臣は、依頼者カップルが「相応しい親」であるか、女の子がこの家庭で安全に暮らせるのかについて心理アセスメント等を含む「安全とウェルビーイングに関する総合評価」を行い、家族や地域の人びと、専門の支援機関等による安全ネットワークの形成や児童保護・家族支援省による監視などを含む安全計画（安全対策）のもと、カップルが女の子を養育し続けることを承認したと発表した (*The Daily Telegraph*, November 8, 2014: 3; Morton 2014)。

同様の議論は依頼者カップルによってオーストラリアに連れてこられた双子の女の子の養育等をめぐる裁判でも見られた。裁判においては、依頼者カップルと代理母の両者が女の子と共に暮らすことを求めた。2016年4月、西オーストラリア州家庭裁判所は、女の子の最善の利益の観点から、「彼女にとって全く見知らぬ人たちのもとへ預けるために、彼女が唯一知りうる家族のもとから引き離されるべきではない」として、依頼者カップルが女の子と引き続き一緒に暮らし、(代理母と)共同親責任を持つという裁判所命令を下した ([2016]FCWA 17)。その際、依頼者が男の子を「捨てた」ことについては否定した。さらに、夫が過去に児童に対する性的虐待で有罪となっていたことから、女の子が夫から身体的・心理的危害を被る可能性も検討されたが、裁判所はその可能性は低いと判断した。

判決に至るにあたり、私は彼女が得ているケアの質とともに、主にA〔女の子〕が現在〔依頼者カップルの家族など〕……との間に築いた強い愛着を考慮した。性犯罪前科者の家に子どもを置くことには重大な問題があるが、私はA〔女の子〕がその家庭に留まるこ

とで受ける危険性のリスクは低く、[むしろそこから] 引き離されることの方に高い危険性があるという鑑定書を承認する。([2016] FCWA 17)

以上のように説明したうえで、裁判所はそれまで行われてきた安全対策の無期限の継続と安全ネットワークの維持の重要性を述べた ([2016] FCWA 17)。

このようにベビー・ガミー事件において、各当事者がどのように表象されているのかを分析すると、親をめぐる議論は「誰が親に値するのか」をめぐるものであることがみえてくる。裁判所が判決の中で述べたように、依頼者の夫が「精子を提供し、A [女の子] の父親のように振舞ってきたという事実が、必ずしも法的意味において彼を『親』にするわけではない (卵子を提供した女性と同じように)」 ([2016] FCWA 17)。血のつながりやケアによるつながりが必ずしも法律上の親子関係と同定されず、一方でそこに関わるすべての当事者が子どもの生に深く関わっている状況において、親をめぐる議論は「誰が親に値するのか」という社会規範をめぐる問いと接合するのである。

(2) 身体への技術の介入と親に関する社会規範

親に関する社会規範を参照した「親に値する者」と「そうでない者」、あるいは「良い親」と「悪い親」の線引きは、生殖補助医療にアクセスできる者とそうでない者の線引きにつながる。既に述べたように、ベビー・ガミー事件における依頼者カップルの夫に対しては、児童への性的虐待という犯罪歴から、親としての否定的な評価がなされていた。それは依頼する人びとの犯罪歴や身元の調査の必要性が議論されることにつながった。現在、オーストラリア国内では、ヴィクトリア州のみで生殖補助医療を利用する際の犯罪歴等のチェックが行われており、それを他の州にも拡大すべきなどという議論がみられたのである (e.g. *Sydney Morning Herald*, August 13, 2014: 18)。

連邦巡回裁判所首席判事のパスコーも、犯罪歴等のチェックにより「良い親」になり得ない者については生殖補助医療の利用から排除し、なり得るものについてはアクセスを可能にすべきとした。パスコーは、ベビー・ガミー事件において身元調査等「最も基本的な調査」が行われていれば依頼者の犯罪歴は発覚していただろう述べた (*The Australian*, September 19, 2014: 9)。また、彼は国外における商業的代理出産を通じた女性や子どもの搾取や商品化などを阻止すると同時に、「良い親」になることができる者への代理出産へのアクセスを可能にするため、商業的代理出産をオーストラリア国内で合法化すべきともしている。ベビー・ガミー事件を受けて家庭裁判所首席判事 D.ブライアントと共にインタビューに応じたパスコーは、「そこに技術がないふりや、非の打ち所がなく、理性的で、子どもに素晴らしい人生をもたらすことができる人びとが存在しないふりはできない」と述べている (*The Australian*, August 21, 2014: 3)。

パスコー以外の商業的代理出産の賛成派も、代理出産やその技術を通して子どもをつくる人びとがいかに社会や家族に良い影響をもたらすのかを強調した。NPO「ファミリーズ・スルー・

サロガシー」のエヴァリングハムは、ベビー・ガミー事件によって政府が商業的代理出産の利用者により厳しい罰則を科すようになることを強く懸念し、「[ベビー・ガミー事件のような]一つの悪質な事件によって、すべての人へのサービスが台無しになるのは間違っているだろう。それ（グローバルな代理出産）は世界中に何千ものとても幸福な家族をつくってきた」と述べた（*The Advertiser*, August 9, 2014: 29）。このような言説により、商業的代理出産の重要性を強調するとともに、代理出産を通して子どもをつくろうとする人びとが生殖技術へアクセスする可能性を担保しようとしたのである。

当然であるが、「自然妊娠」する人びとには、子どもをつくるにあたって犯罪歴の調査などの行政による介入は行われず、彼／彼女らが「親に値するか」などと問われることもない。しかし、それが難しいために生殖補助医療を利用する人びとは、「親になるため」、そのような「スクリーニング」を受けることになるのである。「親であること」に関する規範が、「誰が生殖補助医療にアクセスできるのか」ということにも大きく関わっているのであれば、「子どもが欲しい」と強く望む人びとは、そのような規範に従わざるを得ない。

生殖補助医療を受けようとする者へこのような介入が可能になるのは、「自然妊娠」に比してその「親になる」プロセスにさまざまなテクノロジーが入り込んでいるからである。生殖補助医療は、人間の身体に医学の技術が入り込み、生殖機能の「異常」をそれによって補完することにより、「不妊」の女性あるいは代理母を妊娠・出産へと導くものである。「不妊」が「逸脱」とみなされることにより、身体への生殖技術の介入が可能になり、そこでは生殖過程が排卵の誘発、採卵・採精、受精、代理母への胚移植などのフェーズに分割され、その各フェーズに技術が介入することになる。さらに、ここまでの議論からも明らかなように、代理出産の過程に関わるのはクリニックとその医師だけではない。弁護士や裁判所、カウンセラー、ブローカー等、「自然妊娠」のプロセスにおいてはおおよそ関わることのない「専門家」も大きな役割を果たす。そして、それらの専門家の多くには報酬も支払われる。「親になる」プロセスは医療技術、それを規制する法や政策、専門家と彼らの専門知、さらには市場原理などのさまざまなテクノロジーが入り込むことにより最適化されているのである。

5. 「親への夢」と生権力

商業的代理出産の賛成派の議論等からも明らかなように、代理出産を含む生殖補助医療の正当性を支えてきたのは、「親になること」への願望や「子どもがいないこと（childless）」の辛さの社会的承認である。このことはベビー・ガミー事件においても顕著であった。

まずよくみられたのは、子どもをもち親になることを「夢」と語る言説である。たとえば、メルボルンの新聞『ヘラルド・サン』は、ベビー・ガミー事件の影響で「いつか自分自身の赤ちゃんをもつという何千ものオーストラリア人の夢が打ち砕かれる可能性がある」などと報じ（*Herald Sun*, August 5, 2014: 20）、シドニーの新聞『デイリー・テレグラフ』は、子宮に病気を持つ女性の話を取り上げて、彼女の「親への夢はタイにかかっている」とした（*The Daily*

Telegraph, August 10, 2014: 46)。商業的代理出産の賛成派の議論においては、特にこのような言葉を使って、代理出産の利用者がいかに「子どもが欲しくてはまらないか」が強調され、「子どもが欲しい」という願望が無批判に是認される (e.g. *The Australian*, August 4, 2014: 2)。

さらに、商業的代理出産に批判的な論者の中にも「子どもが欲しい」という願望、あるいは「子どもがいないこと」の辛さ自体は認める者も多い。たとえば、保健法の専門家であるアランは商業的代理出産を否定しつつも、「家族をつくろうと努力している人びとは支援されるべきである」と述べた (*The Age*, August 5, 2014: 20)。また、コラムニストのディヴァインも「子どものいない親の切望は現実であり、彼らの苦しみは無視されるべきではない」と述べている (*The Daily Telegraph*, August 6, 2014: 13)。

このようにベビー・ガミー事件をめぐる議論においては、「いつか自分自身の赤ちゃんをもつ」ということが多くの人の「夢」などとされると同時に、子どもがいないことが“childless”と表現されていた。『ヘラルド・サン』も「毎年およそ 150 組の子どものいないオーストラリア人カップルが自らの親になる夢をかなえる……ためにタイへ赴いて[代理出産を行って]いる」(*Sunday Herald Sun*, August 10, 2014: 74) 等としていた。このことは、人生において「子どもをつくる」ことが「あたりまえ」と捉えられ、それが規範化していることを示す。代理出産を含む生殖補助医療はそのような家族規範を支え、再生産しているのである。

さらに、生殖技術の市場化と「親への夢」、「子どもへの願望」の問題の関連についても考える必要があるだろう。ラディカル・フェミニストの R. クラインは、「商業的代理出産は女性を商品化する資本主義的事業」と述べ、「サロガシー・オーストラリア (Surrogacy Australia)」のような代理出産の支援団体が、体外受精クリニックや弁護士などつながって「代理出産の需要をあおっている」と批判する (*The Age*, August 20, 2014: 45)。さらに、「不妊はとても悲しいかもしれないが、体外受精の失敗によって……多くの女性たちが代理出産に駆り立てられていることを理解する必要もある」と述べる (*The Age*, August 20, 2014: 45)。つまり、代理出産の支援団体や代理出産を通して利益を得る専門家や仲介業者が、人口や情報のグローバル化を利用してその市場を拡大し、人びとの「子どもが欲しい」という欲望を再生産し、増幅していると主張するのである。そして、必要なのは「子どもを商品化し、女性を……赤ちゃんを妊娠し、出産する『入れ物』として……利用する制度 [の側] を規制するよりも、代理出産への需要に焦点をあてて、それを縮小させる」ことであると述べる (*The Age*, August 20, 2014: 45)。しかしながら、彼女のように願望そのものを批判的に捉えようとする論者は、ベビー・ガミー事件における論争ではほとんどみられなかった。代理出産を支える家族規範がほとんど無批判に受け入れられていることを考えれば、生殖補助医療をめぐる議論自体も規範を再生産する一つの装置となっているといえる。

このように、オーストラリアにおいては、代理出産によって家族のあり方、特に親子関係が問い直される一方で、代理出産を含む生殖補助医療をめぐる議論を通して家族規範が再生産されることによって、人びとの家族自体へのこだわりも再構成されている。そして、このような

中で、代理出産を利用する人びとは生殖技術の生への介入に対し、主体的に自らを客体化している。ベビー・ガミー事件の依頼者カップルも約8年間体外受精に挑戦したが、「それは非常に長期におよび、高額になり」、妻の方があきらめかけたところ、テレビで代理出産についての番組をみて「私たちにとってのラストチャンス」と考え、タイのエージェントに依頼をしたという (*The Nine Network, August 10, 2014*)。人びとは、自らを医療や生殖技術の客体とすることで、身体機能を補完し、健康な子どもをつくり、育て、「良い親」になるよう自らを律する。生殖補助医療を通して介入する生権力のさまざまなテクノロジーを、人びとは「親になる夢」をかなえようと主体的に受け入れる。そのことを通して、家族規範は一層強化され、再生産されるのである。

6. おわりに

本稿においては、ベビー・ガミー事件をめぐる議論を検討することで、現代オーストラリアにおいて、家族のあり方がいかに問い直され、家族自体へのこだわりが再生産されているのかを考察するとともに、代理出産をめぐる権力の諸相を分析した。ベビー・ガミー事件は、商業的代理出産の問題点とその規制の課題を顕在化するものであった。そのことから、本事件は、その後のオーストラリアにおける代理出産をめぐる議論にも大きな影響を与えてきた。事件後、連邦議会下院の社会政策および法務常任委員会 (*House of Representatives, Standing Committee on Social Policy and Legal Affairs*) は代理出産に関するラウンドテーブルを行い、さらにその後、国内外の法規制に関する審議を実施し、報告書をまとめている。本稿においても、商業的代理出産の是非をめぐる論争の争点を明確化し、商業的代理出産を通じた女性や子どもの搾取、商品化の問題について検討を加えた。しかしながら、代理母が「自由意志」であれば商業的代理出産を行っても良いのかなど、より倫理的な問題には踏み込むことができなかった。さらに、本稿においては、代理出産を通して人びとに介入する生権力のテクノロジーと社会規範の関係について考察したが、現代社会における生権力としての生殖補助医療と生、身体、家族のより体系的な理論化には至らなかった。今後の課題としたい。

*本研究は、JSPS 科研費 18K18293 の助成を受けたものである。

【註】

- 1) 商業的代理出産 (commercial/compensated surrogacy) とは代理母に報酬が与えられるものを指し、利他的代理出産 (altruistic/uncompensated surrogacy) とは代理母に報酬が与えられないものを指す。なお、オーストラリアにおいては、後者の場合でも代理出産に係る必要経費を依頼者が代理母へ支払うことは認められている。
- 2) 本稿では N.ローズの議論を援用して「テクノロジー」を専門家や (生物医学的) 知識、使用される道

具や技法、判断のシステム等を含む「社会的・人間的な諸関係の集合体」(Rose 2006=2014: 35) と捉える。

- 3) 本稿ではタイで行われた代理出産で生まれた双子の両方、つまり「ダウン症の男の子」のみならず、「健康な女の子」に関する報道や、彼女の養育をめぐる裁判なども含めて研究の対象とする。
- 4) タイではこの事件などを受けて 2015 年 2 月に代理出産に関わる法が成立し、商業的代理出産と外国人による代理出産が禁止された (南 2018: 585)。
- 5) オーストラリアにおいては一般的に依頼した人／カップルを「親予定者 (intended parents)」と呼ぶが、本稿においては単に「依頼者」、「依頼者カップル」、あるいは「依頼した親」とする。
- 6) 西オーストラリア州児童保護・家族支援省は、2014 年 5 月 15 日時点で、過去に児童への性的虐待で有罪になった依頼者の夫のもとで赤ちゃんが養育されていることを把握していたが、メディア報道があるまで対応をしていなかった (*Western Australia Parliamentary Debates*, Legislative Council, September 23, 2014: 6658)。

【文献】

- Australian Institute of Health and Welfare (AIHW), 2018a, *Australia's Mothers and Babies 2016: In Brief*, Canberra: AIHW.
- , 2018b, *Adoption Australia 2017-2018*, Child Welfare Series No. 69, Canberra: AIHW.
- Beck, Ulrich und Elisabeth Beck-Gernsheim, 2011, *Fernliebe. Lebensformen im globalen Zeitalter*, Berlin: Sunhrkamp Verlag. (伊藤美登里訳, 2014, 『愛は遠く離れて——グローバル時代の「家族」のかたち』岩波書店.)
- Everingham, Sam, 2014, “Use of Surrogacy by Australians: Implications for Policy and Law Reform,” Alan Hayes and Daryl Higgins eds., *Families, Policy and the Law: Selected Essays on Contemporary Issues for Australia*, Melbourne: Australian Institute of Family Studies, 67-79.
- Everingham, Sam G., Martyn A. Stafford-Bell and Karin Hammarberg, 2014, “Australians’ Use of Surrogacy,” *The Medical Journal of Australia*, 201(5): 270-3.
- Family Court of Western Australia, judgement of April 14, 2016, *Farnell & Anor and Chanbua*, [2016] FCWA 17.
- Foucault, Michel, 1976a, *Histoire de la sexualité, vol. I: la volonté de savoir*, Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史 I ——知への意志』新潮社.)
- , 1976b, “La politique de la santé au XVIII^e siècle,” *Les Machines à guérir. Aux origines de l’hôpital moderne: dossiers et documents*, Paris: Institut de l’environnement, 11-21. (中島ひかる訳, 2000, 「十八世紀における健康政策」蓮實重彦・渡辺守章監修, 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編集『ミシェル・フーコー思考集成VI 1976-1977 セクシュアリテ／真理』筑摩書房, 13-29.)
- , 1997, *Il faut défendre la société: Cours au Collège de France 1975-1976*, Paris: Seuil/Gallimard. (石田英敬・小野正嗣訳, 2007, 『社会は防衛しなければならない——コレージュ・ド・フランス講義 1975-

1976年度（ミシェル・フーコー講義集成6）筑摩書房。）

- 藤田智子, 2015, 「20世紀半ばのオーストラリアにおける不妊治療の発展と不妊の医療化」『パブリック・ヒストリー』12: 46-61.
- Giddens, Anthony, 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Cambridge: Polity Press. (松尾精文・松川昭子訳, 1995, 『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房.)
- House of Representatives, Standing Committee on Social Policy and Legal Affairs, 2015, *Roundtable on Surrogacy*, Canberra: Commonwealth of Australia.
- Klein, Renate, 2017, *Surrogacy: A Human Rights Violation*, North Geelong: Spinifex Press Pty Ltd.
- Luk, Janelle, Dorothy A. Greenfeld and Emre Seli, 2010, “Third Party Reproduction and the Aging Couple,” *Maturitas*, 66(4), 389–96.
- Millbank, Jenni, 2013, “Resolving the Dilemma of Legal Parentage for Australians Engaged in International Surrogacy,” *Australian Journal of Family Law*, 27(2): 135-69.
- , 2015, “Rethinking ‘Commercial’ Surrogacy in Australia,” *Journal of Bioethical Inquiry*, 12(3): 477-90.
- 南貴子, 2018, 「代理懐胎の法制度のもとで浮かび上がってきた課題——オーストラリアの事例分析をもとに」『社会保障研究』2(4): 578-90.
- Morrison, Scott, 2014, “Operation Sovereign Borders, Offshore Processing, High Court Case, Passport Cancellations, Government Flights, Baby Gammy,” Interview with Ray Hadley, 2GB Ray Hadley Programme, August 4.
- Morton, Helen, 2014, “Media Statement from Ms Helen Morton, Minister for Child Protection,” Ministerial Statement, November 3.
- Murphy, Dean A., 2015, *Gay Men Pursuing Parenthood through Surrogacy: Reconfiguring Kinship*, Sydney: NewSouth Publishing, University of New South Wales Press Ltd.
- Rose, Nikolas, 2006, *The Politics of Life Itself: Biomedicine, Power, and Subjectivity in the Twenty-First Century*, Princeton: Princeton University Press. (檜垣立哉監訳, 小倉拓也・佐古仁志・山崎吾郎訳, 2014, 『生そのものの政治学——二十一世紀の生物医学, 権力, 主体性』法政大学出版局.)
- 日比野由利, 2016, 「代理出産における親子・血縁」野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦『〈ハイブリッドな親子〉の社会学——血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社, 42-73.
- Thompson, Charis, 2005, *Making Parents: The Ontological Choreography of Reproductive Technologies*, Cambridge, MA: The MIT Press.
- 柘植あづみ, 2012, 『生殖技術——不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』みすず書房.

(ふじた ともこ 九州大学大学院比較社会文化研究院講師)